

ながいきくん（普通終身保険（定額型））

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更（財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。）や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

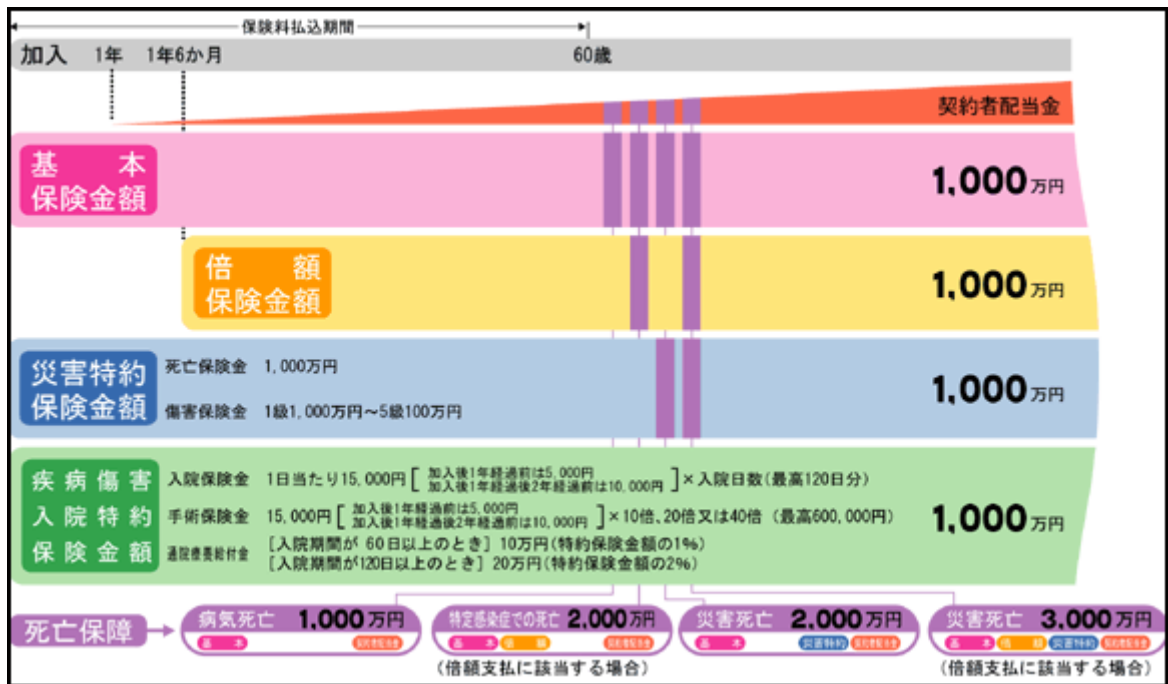
- ・ 相続税資金等を準備するのに最適です。
- ・ 保険料の払込みが終わっても保障は一生続きます。
- ・ 保険料の払込みは、60歳、65歳、70歳、75歳のいずれかの年齢に終了しますので、定年などのライフサイクルに合わせてられます。

契約種類と加入年齢

契約種類	被保険者加入年齢
60歳払込済	20～50歳
65歳払込済	25～55歳
70歳払込済	30～60歳
75歳払込済	35～65歳

基本保険金額1,000万円(60歳払込済)

〈 災害特約保険金額1,000万円
疾病傷害入院特約
保険金額 1,000万円 〉 に加入の場合



基本 被保険者が亡くなられたとき。

倍額 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

災害特約 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

契約者配当金 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになれます。

- ・ 一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
- ・ 特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。
- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。